

玉野市学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定について

平成 31 年 4 月 1 日

玉 野 市

目 次

第1 事業の概要.....	1
1 事業名.....	1
2 公共施設等の種類.....	1
3 公共施設等の管理者等の名称.....	1
4 事業の目的.....	1
5 施設概要.....	1
6 事業方式.....	2
7 立地条件.....	2
8 事業者の業務範囲.....	2
第2 事業の評価.....	4
1 市の財政負担見込額による定量的評価.....	4
2 民間活力を活用した方式で実施することの定性的評価.....	5
3 総合評価.....	5

第1 事業の概要

1 事業名

玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 公共施設等の種類

学校給食センター

3 公共施設等の管理者等の名称

玉野市長 黒田 晋

4 事業の目的

玉野市（以下「市」という。）は、総合計画後期基本計画の「政策大綱3 豊かな心をはぐくむまち」「政策8 心豊かな人をはぐくむまちづくり」「施策2 安全で適切な教育環境を提供する」の中で、学校給食に係る計画を取りまとめており、ここでは、少子化の進展に加え、共同調理場の老朽化が進んでいることから、今後も安定した学校給食を提供するため、施設の大幅な改修や新設、自校方式導入など、学校給食施設の在り方を総合的に検討してきた。

現在の学校給食施設は、学校給食センターが昭和45年建設、東児調理場が昭和47年建設と、両施設とも建設から45年以上が経過しており、建物や配電設備等が老朽化している。また、学校給食衛生管理基準に適合していない項目もあるため、現状の施設では安全で安心できる学校給食の運営が困難な状況となっており、新たな学校給食施設の整備が求められている。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、学校給食センター及び東児調理場を統合し、新しい玉野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を整備することとした。

本事業は、学校給食センターの整備を行い、安全・安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施に当たり、民間活力の導入を図るものとする。

5 施設概要

- ①供給能力：最大3,800食/日
- ②供給対象校：小学校14校、中学校7校
- ③アレルギー対応食：最大50食/日（除去食）

6 事業方式

本事業における事業方式は、民間活力を活用した方式とし、施設等の市への所有権移転の有無も含め応募者の提案によるものとする。ただし、所有権移転を行わない場合は、原則として、学校給食施設部分（共用部を含む）について、市の専用使用权（無償）を設定するものとする。

7 立地条件

建設予定地の立地条件は、以下のとおりである。

建設予定地について、主たる用途を学校給食施設として使用する場合に限り、市は必要な範囲を事業者が無償での使用を許可することとし、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

なお、建設予定地については、下記以外の場所を事業者負担により提案することも可能なものとし、詳細は「要求水準書」に提示する。

表3 立地条件

所在地	岡山県玉野市築港 5-22
敷地面積	市有地約 14,000 m ² （外構等は必要な範囲で整備）
用途地域等	都市計画区域内・商業地域、都市公園
建ぺい率	80%
容積率	400%
インフラ	①上下水道：引込みの必要有（市道部分は市が別途実施） ②電気：引込みの必要有 ③ガス：LPG

8 事業者の業務範囲

本事業は、市と事業契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が、以下に示す業務を行うことを本事業の範囲とする。

①施設整備業務

- ア. 事前調査業務（事業者が必要とする調査等）
- イ. 各種申請等業務（交付金及び地方債等の申請支援を含む。）
- ウ. 設計業務（基本設計・実施設計等）
- エ. 建設業務
- オ. 工事監理業務
- カ. 調理設備調達・設置業務
- キ. 食器・食缶等調達業務
- ク. 運営備品調達業務
- ケ. 施設備品調達業務
- コ. その他関連業務

②維持管理業務

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備保守管理業務
- ウ. 調理設備保守管理業務

エ. 食器・食缶等保守管理業務

オ. 清掃業務

カ. 警備業務

キ. 施設備品保守管理業務

ク. 付帯施設保守管理業務

ケ. その他関連業務

③運營業務

ア. 開業準備業務

イ. 食材検収補助業務

ウ. 調理業務

エ. 衛生管理業務

オ. 洗浄・残渣処理業務

カ. 配送・回収業務

キ. 運営備品保守管理業務

ク. 視察・見学等の補助業務

ケ. その他関連業務

第2 事業の評価

市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

1 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及び民間活力を活用した方式で実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

	市が自ら実施する場合	民間活力を活用した方式で実施する場合
財政負担額の主な内訳	①本施設の設計及び建設に係る業務費 ②本施設の維持管理及び運営に係る業務費 ③地方債償還費	①本施設の設計及び建設に係る業務費 ②本施設の維持管理及び運営に係る業務費 ③地方債償還費（市への所有権移転を伴う場合） ④アドバイザー費
共通の条件	①事業期間：設計・建設期間 2 年 6 か月、開業準備期間 2 か月、維持管理・運営期間 14 年 11 か月 ②物価変動率：考慮しない ③割引率：0.95%	
設計及び建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、積算及び他事例実績等を勘案して設定	設計、建設、維持管理運営の一括発注及び性能発注によって事業者の創意工夫が行われることにより、市が自ら実施する場合に比べて一定割合のコスト縮減が実現するものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	概略の施設計画に基づき、積算及び他事例実績等を勘案して設定	
資金調達に関する事項	①学校施設環境改善交付金 ②地方債 ③一般財源	①学校施設環境改善交付金（市への所有権移転を伴う場合） ②地方債（市への所有権移転を伴う場合） ③事業者の借入金 ④事業者の自己資金

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が自ら実施する場合と民間活力を活用した方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、4.2～6.7%の削減が期待できる。なお、市から事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM (Value For Money) の拡大が見込まれる。

2 民間活力を活用した方式で実施することの定性的評価

本事業を、民間活力を活用した方式で実施することにより、以下に示すような定性的な効果が期待できる。

(1) サービスの向上

学校給食センターの施設整備、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、施設機能が向上し、効率的かつ効果的な調理環境が創出されることが期待できる。これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全かつ安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、さらなるサービスの向上が期待できる。

(2) 建築物・各種設備機能の性能保持

学校給食センターでは、学校給食の提供に影響を及ぼさないよう調理設備等の機能・性能を保持することが重要である。本事業を、民間活力を活用した方式で実施することで、不具合や故障等の発生を未然に防止する予防保全の考えが取り入れられ、長期的な観点で最適な時期に修繕や更新が実施されることで、良好な施設環境を確保できる効果が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

民間活力を活用した方式で実施する場合、想定可能なリスクについて、市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

3 総合評価

本事業を、民間活力を活用した方式で実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、4.2～6.7%の削減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

以上により、本事業を、民間活力を活用した方式で実施することが適当であると認められることから、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。